令和 年 月 日

保護者様(部 年

さん)

県立駒林特別支援学校 校 長 樋口 尚

出席停止について(通知)

お子さんの病気は学校保健安全法第19条及び施行規則第18・19条により下記のとおり出席停止となりますので、登校させず必要な医療を受けられるよう通知します。

なお、期間経過後に登校する際は、別紙「登校許可証明書」を医師により記入いただき 学校に提出してください。

記

1	感染症の名称	

2 出席停止期間の基準 (* 該当を○印で示す)

対象疾患	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症後5日経過し、かつ、解熱した後2日間を
	経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な
	抗生物質による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日間を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後
	5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	
腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医、その他の医師において、
流行性角結膜炎	感染の恐れがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	
その他の感染病	

- ◎ 出席停止の期間は示されているとおりですが、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。
- 3 その他・出席停止期間は欠席扱いにはなりません。ご家庭で休養させてください。 ・ホームページから出席停止の登校許可証明書の印刷ができます。

登校許可証明書

学校名 新潟県立駒林特別支援学校

<u> 部 年 児童生徒名</u> さん

この児童生徒は下記の感染症により出席停止しておりましたが、 治癒(軽快)しましたので証明いたします。

診断年月日 令和 年 月 日

登校可能年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

医療機関名

医師名 印

記

該当する感染症に〇を囲んでください。

- ・ インフルエンザ
- 百日咳
- 麻疹
- 流行性耳下腺炎
- 水痘
- 風疹
- 咽頭結膜熱

- 結核
- 腸管出血性大腸菌感染症
- 流行性角結膜炎
- 急性出血性結膜炎
- その他の感染病

(